２０２０年度入学　学部学生（留学生含む）向け

**(日本学生支援機構給付奨学金在学採用（二次採用）含む)**

2020年4月より，「高等教育の修学支援新制度」（以下「新制度」という。）が実施され，住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生（留学生除く）を対象に，「日本学生支援機構の給付奨学金の支給」や「授業料等減免」の２つの支援が行われます。

　原則，2020年度4月以降の学部学生の授業料減免は新制度に移行しますが，本学では新制度による授業料減免と併せて，大学独自制度による授業料免除を行います。

2020年後期の授業料免除を申請する者は，期限内に正しく手続きをしてください。（「2020年度以降の本学における授業料免除等について」及び「新制度・大学制度説明資料」参照）

<https://www.nitech.ac.jp/campus/support/koutoushien.html>

<https://www.nitech.ac.jp/campus/support/bc142db7982fc7d283ea40fa666500eba093d5cc.pptx>

**〇高等教育の修学支援新制度（授業料減免及び給付奨学金）在学採用（二次採用）**

【対象者】　(注)大学院生及び留学生は対象外です。

・住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生(標準修業年限を超えて在学する学生を除く）

【支援内容】（注）「給付奨学金」と「授業料減免」を支援するため，両方に申し込みが必要です。

・支援対象要件（全国同一基準）を満たす場合，認定される「支援区分」により「日本学生支援機構の奨学金の給付」及び「授業料を減免」（全額支援，２／３支援，１／３支援）します。

【申請要件】（注）詳細は以下に記載の文部科学省・日本学生支援機構のページを参照のこと。

１　国籍・在留資格に関する要件

　　日本国籍を有する者，法定特別永住者,在留資格が「永住者」・「日本人の配偶者等」又は

「永住者の配偶者等」である者，在留資格が「定住者」であって，日本に永住する意思があ

る者

２　家計の経済状況に関する要件（住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯）

　本人及び生計維持者が，次のいずれにも該当すること

　・所得：学生及びその生計維持者（原則父母）の合計額が基準額に該当すること

　・資産：学生及びその生計維持者（原則父母）の保有する資産の合計額が基準額に該当する

こと

３　学業等に関する要件

　　次の1～3のいずれかに該当すること。

（1）高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が

入学者の上位2分の1の範囲に属すること

（2）高等学校卒業程度認定試験の合格者であること

（3）将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計

画書等により確認できること

４　大学への入学時期等に関する要件

　　高校を卒業した翌年度末から2年以内に本学に入学（編入学の場合は編入学する前に在学

　していた学校を卒業・修了してから1年以内に，本学に編入学）等（詳細要確認）。

|  |
| --- |
| **【申請書類配布】**1～２のいずれかの方法により受領すること。（１）窓口・・・学生センター6番窓口で受領（２）郵送・・・「別紙」により，郵送で請求<https://www.nitech.ac.jp/campus/support/mt_files/3f8c3c82fdc8b20c54c321f8be54db00aba6051b.pdf>**【申請書類提出方法・提出期限】**原則郵送で提出すること。（申請書類提出方法参照）**2020年１０月１６日（金）　必着**（申請書類提出方法）申請書類一式を以下の宛先まで角型2号封筒に封入の上，配達記録が残る方法（レターパックライト・特定記録・簡易書留郵便等）で送付すること。なお，封筒に**「給付奨学金申請書類在中」**と朱書きで記入すること。〒466-8555　名古屋市昭和区御器所町　名古屋工業大学　学生生活課奨学支援係　宛申請書類提出者には，「スカラネット入力用のID・パスワード」を学生用メールアドレス宛てにお知らせします。 |

・2020年度在学採用（二次採用）の家計基準について

2020年4月在学採用は，2018年4月～12月の所得を基に選考されますが，在学採用（二次採用）は，2019年1月～12月の所得を基に選考されます。

2020年4月の在学採用に申請し，不採用の理由が「家計基準」であっても，在学採用（二次採用）に改めて申請することにより，後期の支援が受けられる可能性があります。

（2019年度の所得情報でシミュレーションし，支援区分に該当するか確認してください。）

・現給付奨学生（新制度）の手続きについて

給付奨学生（新制度）は，後期以降も，日本学生支援機構の給付奨学金及び授業料減免を希望する場合，継続申請等の手続きが必要です。大学付与のメールアドレス宛てに別途案内するので，確認のうえ，手続きしてください。

【注意事項】

・申請の際には，申請者本人（本学学生）と生計維持者（原則父母）のマイナンバー関係書類（申請書類参照）の提出が必要なため，準備しておくこと。生計維持者が海外に居住している等でマイナンバー関係書類が提出できない場合，生計維持者が不明な場合は，以下のURLを確認のうえ，準備してください。　<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/teishutsu/mynumber.html>

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/seikeiizisya.html>

・自宅外通学については，自宅外通学の要件（実家から大学までの通学距離，通学時間等）のいずれかに該当する場合のみ，自宅外月額の支給を受けることができます。

給付奨学金と第一種奨学金（貸与）を併せて利用する場合，通学形態は同一となるため，給付奨学金の自宅外通学の要件に該当しないときは，第1種奨学金（貸与）も自宅通学の扱いになります。（自宅通学の取り扱い，Q&A参照）

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/zitakugai.html>

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/__icsFiles/afieldfile/2020/01/30/zitakugai.pdf>

・日本学生支援機構の現貸与型奨学生も新制度の給付を受けられる可能性があります。（ただし，給付奨学生に採用された場合，第一種貸与型奨学生は給付額に応じ，貸与奨学金の貸与月額が制限される場合があります。）<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/kingaku/1shu/2019ikou.html>

　【制度概要・具体的な申請要件・支援内容】

　・高等教育の修学支援新制度（文部科学省）

　　<http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm>

　・日本学生支援機構（JASSO）ホームページ「奨学金の制度（給付）」

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kyufu/index.html>

【その他】

・進学資金シミュレーター（日本学生支援機構 Web ページ）において，収入基準に該当するかおおよその確認ができますので活用してください。

　<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

**〇新制度　家計急変時の緊急採用について**

・家計急変時の緊急採用は随時申請を受付ます。急変事由発生日から３か月以内の申し込みが必要。給付奨学生（新制度）も申請が可能です。

・家計急変に該当するのは，生計維持者の死亡，事故・病気（による就労困難），失職　※1，災害のみです。（新型コロナウィルス感染症に係る影響により家計が急変した場合も対象）

※１　失職は，非自発的失業の場合に限ります。（定年退職，自己都合退職等の自発的失業は対象外）

・在学採用と家計急変の違いは，「所得に関する要件」のみです。「在学採用」は，前年の所得情報により算出（マイナンバーにより取得），「家計急変」は事由発生後の収入から算出した年間所得見込み額により算出

・その他の要件（学業成績及び学修意欲，資産額，大学への入学時期等に関する要件，外国籍の者の在留資格等に関する要件）は，通常の在学採用と同様の基準です。

**＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊**

**〇大学独自制度の授業料免除**

【対象者】

「高等教育の修学支援新制度」の申請資格がない者（留学生・家計基準外・「大学等への入学時期に係る基準を満たさない者」等）及び新制度の選考結果が支援対象外となった者又は支援区分が１／３（第二部自宅外生除く）となる2020年度入学の学部学生で，次のいずれかに該当する者（留年者は，原則対象外）

① 経済的理由により授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる者

② 次のいずれかに該当し，納付が著しく困難と認められる者

ア ２０２０年４月以降に学資負担者が死亡，又は本人若しくは学資負担者が被災した

等の特別な事情があると認められる者

イ 上記ア に準ずる者であって，学長が相当と認める者

**・**新制度に申請（予定）の学生で，大学制度を併願する場合，大学制度への申請も必要です。

（注）新制度の申請資格があるにも関わらず，大学制度のみに申請した場合は，選考対象外

 となります。新制度の申請要件を満たしている学生は，必ず新制度に申請した上で，

大学制度に申請してください。

**【申請書類配布】**

**〇継続申請者**以下のURLからダウンロードして，印刷すること。

<https://www.nitech.ac.jp/campus/support/mt_archive/menjyo-keizoku2020.zip>

**〇新規申請者（2020年度前期分授業料免除未申請者）**

1～３のいずれかの方法により受領すること。

（１）窓口・・・学生センター6番窓口で受領

（２）郵送・・・「別紙」により、郵送で請求 <https://www.nitech.ac.jp/campus/support/mt_files/3f8c3c82fdc8b20c54c321f8be54db00aba6051b.pdf>

（３）Web・・・以下のURLからダウンロードして，印刷

<https://www.nitech.ac.jp/campus/support/mt_archive/menjyo%EF%BD%B0sinki2020.zip>

**【申請書類提出方法・提出期限】**

原則**郵送**で提出すること。（申請書類提出方法参照）

**2020年１０月１６日（金）　必着**

（申請書類提出方法）

申請書類一式を以下の宛先まで角型2号封筒に封入の上，配達記録が残る方法（レターパック

ライト・特定記録・簡易書留郵便等）で送付すること。

なお，封筒に**「給付奨学金申請書類在中」**と朱書きで記入すること。

〒466-8555　名古屋市昭和区御器所町　名古屋工業大学　学生生活課奨学支援係　宛

・新型コロナウィルス感染症の影響により家計急変した場合（家計支持者）は，学生ポータル掲示板【新型コロナウィルス感染症の影響により家計が急変した学生の2020年度後期分授業料免除について】を参照のうえ，該当する場合は，追加の書類を併せて提出すること。

【その他の注意】

◎　**申請書類受付期間を過ぎたものは一切受付けない**。

**◆授業料免除についての問い合わせ先：学生センター６番窓口　８:４０～１７:１０**

**※問い合わせは保護者ではなく本人がすること（本人以外からの問い合わせは受付けない）**

【授業料の引落しについて】

新制度の在学採用（二次採用）申請者及び大学独自制度の授業料免除申請者，給付奨学生（新制度）については，大学側で引落しを停止します。（選考結果が決定するまで保留）

【授業料免除結果について】

第一部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **通学区分** | **新制度による支援結果** | **支援額****（授業料減免・****給付型奨学金****半期計）A** | **本学制度に****よる授業料****免除結果B** | **大学制度に****よる減免額****（新制度支援額****との差額）** |
| 自宅通学 | 1/3減免 | **148,100円**（授業料減免額89,300円、給付型奨学金　58,800円） | 全額免除 | **119,800円** |
| 半額免除・不許可 |  |
| 自宅外通学 | 1/3減免 | **223,100円**（授業料減免額89,300円、給付型奨学金133,800円） | 全額免除 | **44,800円** |
| 半額免除・不許可 |  |
|  | 支援対象外（不許可）／申請資格なし |  | 全額免除 | **267,900円** |
| 半額免除 | **133,950円** |
| 不許可 | 　　　 |

第二部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **所属・区分通学区分** | **新制度による支援結果** | **支援額****（授業料減免・****給付型奨学金****半期計）A** | **本学制度に****よる授業料****免除結果B** | **大学制度に****よる減免額****（新制度支援額****との差額）** |
| 自宅通学 | 1/3減免 | **103,450円**（授業料減免額44,650円、給付型奨学金　58,800円 | 全額免除 | **30,500円** |
| 半額免除・不許可 |  |
|  | 支援対象外（不許可）／申請資格なし |  | 全額免除 | **133,950円** |
| 半額免除 | **66,975円** |
| 不許可 | 　　　 |

* 親と同居している生活保護世帯の学生，児童養護施設等から通学する学生の減免額は上記と異なります。

・「新制度の支援額（授業料減免額と給付型奨学金の支援額を合算した額）」Aと「本学制度

の授業料免除額」Bを比較し，その差額を免除するもの。